

# 元和年間における財政の地方分掌制の再編

高瀬 奈津子

## はじめに

天宝十四載（七五六）十一月に勃発した安史の乱は、それまで太平を享受していた唐朝中央に大打撃を与えた。乱中に、反乱鎮圧と地方の秩序回復のために各地に設置された節度使は、民政を掌る觀察使を兼任することで、管轄地域内の軍事権、民政権、財政権を掌握した藩鎮となつた。なかには、地方軍閥化して中央の統制下から離れるものも現れた。その結果、藩鎮による地方割拠の状況が生じ、中央の統制力は低下した。

こうした安史の乱後における中央の統制力低下は、財政にも大きな影響を与えた。というのも、財政に関する限りでも、藩鎮が領内の租税徵収と中央への税収の送納を管轄していたため、中央の統制力の及ばない藩鎮は、中央に税収を送

らず、不正に使用してしまうことが多かった。そのため、唐中期における募兵制の導入と官僚数の膨張により、中央が支出する経費が増大していたにもかかわらず、収入がそれに追いつかず、しばしば中央財政が逼迫し、財政収支の調整に苦労したのである。したがって、財政運営を円滑にするためにも、中央による地方への統制力を強化する必要があった。

以上のような財政上の問題に対して、中央は、一方で、藩鎮勢力を抑えて地方に対する中央の統制力強化を目指した。とくに、憲宗皇帝の元和年間（八〇六～八二〇）では、対藩鎮強硬策をとり、中央の命令を聞かない跋扈藩鎮討伐を行つて、かなりの成果を挙げた。他方で、租税制度では、徳宗の建中元年（七八〇）にそれまでの租庸調制から両税法へと転換し、安史の乱中より始めた塩の専売制と二本立てで中央財政を支えることになった。

両税法の施行は唐後半期の諸制度の中でもとくに重要なものの一つである。両税法施行以前では、租庸調の他に数多くの税目が乱立しており、それが藩鎮による税の不正徴収の原因となつていたが、両税法が施行されるとそれらはすべて両税収入に一本化された。両税収入は、定額に基づいて中央に送られる「上供」と地方に存留される「留使」・「留州」に分けられ、これらは制度上中央の度支の統轄下に置かれた。そのため、両税外の徴収はもとより、度支の許可なく借用や資金の運用をすることは、一切禁じられたこととなつたのである。<sup>\*1</sup>ところが、先述したように、上供の送納の有無は当時の中央と各藩鎮との関係による。また、藩鎮は定額外の違法な徴収をし、不正な蓄財を行つて軍備を増強したりした。

こうした藩鎮の不正徴収の禁止と上供額の増加を目的に行われたのが、元和四年（八〇九）から宰相裴垍を中心進められてきた一連の税制改革である。裴垍による税制改革については、憲宗が元和年間に對藩鎮強硬策をとつ

て中央の統制力強化が進んだことと関連して、これまで藩鎮との関わりから研究がなされてきた。まず、日野開三郎氏は、藩鎮勢力を抑えて中央政権を強化する「抑藩振朝」をキーワードにして、元和年間の両税法の州税分収制改革を取り上げた。<sup>\*2</sup> すなわち、元和四年末の税制改革と元和十四年（八一九）の軍制改革の内容、そしてそれぞれの改革がもつ「抑藩振朝」的意義から分収制改革を分析し、とくに元和十四年の軍制改革について、道内の支郡内の兵士を諸州の刺史に移管することで、藩財政を圧縮できたとして、藩鎮体制化における中央集権化達成の仕上げ的な大変革と評価した。これに対して松井秀一氏は、裴垍の奏請、元和四年末の度支の奏文など一連の改革の内容を詳細に分析した上で、税制改革の意義のほうこそ高く評価すべきとする。<sup>\*3</sup> 税制改革の意図が、送使額の減少と納稅物に対する価格規定による藩鎮財政力の弱化、政府による州郡支配の強化にあると論じ、一連の改革によつて、憲宗とこれを擁した官僚貴族層による半独立的な藩鎮権力の打倒を可能にし、元和末期において政府による官僚支配の再建を実現させたと位置付けた。

これに対し、最近、李錦繡氏は、元和年間に新たに確立した東西分掌制について論じている。すなわち、元和四年（八〇九）から六年（八一二）にかけての税制改革は江淮地方のみを対象としたもので、それ以外の度支使の管轄する西北部は、塩鉄転運使管轄の東南部と両税徵収の方法が異なつており、度支使の西北部と塩鉄転運使の東南部では異なる財政政策を取つてゐるとし、財政区域を次の三つに区分した。第一区域は塩鉄転運使の管轄する江淮で、税収は両税が主であり、塩利がそれを補い、第二区域は河東・河南・劍南三川等の度支使管轄地域で、塩利を主とし、両税がそれを補う。第三区域は税収を中央に上供しない河北などの藩鎮の地域であるとし、李吉甫の『元和国計簿』により、国家財政がこの地域に依存する国策が確立したという。<sup>\*4</sup>

以上、裴垍らの税制改革に関する先行研究を見てきたが、とくに李氏の見解は、財政運営の方法について、両税と専売をトータルに把握した上で財政区域間の地域差を指摘し、さらに各区域と中央との関係にまで論及しており、傾聴すべき意見と評価できる。しかし、両税法の地域差の問題について、いくつかの点で疑問や私見と意見を異なる部分がある。そこで本稿では、李氏の所説を踏まえつつ、裴垍の税制改革やこれに伴う両税使の派遣などを再検討した上で、改めて元和年間の財政の地方分掌制について探っていきたい。

### 一、裴垍の税制改革——両税の折納問題に関する—

裴垍の税制改革について検討する前に、当時の政権の財政運営に対する基本方針について確認しておきたい。憲宗は即位当初から対藩鎮強硬政策をとり、跋扈藩鎮の討伐を行つて、中央の統制力を強化する姿勢を示した。こうした憲宗の方針に応えるべく、元和二年（八〇七）に宰相李吉甫が編纂したのが、『元和国計簿』である。<sup>\*5</sup>その内容と李吉甫の主張については、別稿で述べたので、詳細はそちらを参照していただきたい。<sup>\*6</sup>ここでは、本稿に必要な範囲でおおまかにまとめておく。

李吉甫によれば、全国に四八ある藩鎮のうち、西北部の辺境の藩鎮や河北・河南の世襲藩鎮など十五道、七一州の藩鎮は戸口を申告せず、したがつて税収も中央へ収めていなかつた。一方、毎年租税を中央に送つてているのは、浙江東西・宣歙・淮南などの東南部の八道、四九州のみである。全国の兵員のうち、国から衣食の支給を受けている者が八三万余にのぼり、およそ江南地方八道の二戸が兵士一人の衣食を支えていることになる。このように、

元和初めの中央財政は江南地方八道の税収に大きく依存しているという。

さらに、李吉甫は玄宗の天宝年間と元和年間の担税戸数や兵員数との比較をしている。まず、担税戸数であるが、元和年間に毎年税収を上供する浙江東西など八道の戸数一四四万戸が、天宝年間で税を納めた戸数の四分の一とあるから、天宝年間の担税戸数は五七六万戸となる。次に、国より生活費の支給を受けている兵士数は、元和年間では八三万人余りで、それが天宝期の兵士数にさらにその三分の一を加えた数となることから、天宝年間の兵士数は約六二万余りとなる。ここで比較されている担税戸と兵士の数は、いずれも中央財政では收支の規模に関わる重要な数字である。すなわち、国に税を納める担税戸数は収入額の増減につながり、募兵制以降、国から生活費を支給された兵士数は、支出額において官僚の俸給と共に大きな比率を占める軍事費に関わる。したがって、天宝年間と元和年間の比較によつて、元和年間の中央財政が、収入源である担税戸数が減少しているにもかかわらず、兵士数は拡大して支出の拡大を促しているという状況にあることが明らかとなる。李吉甫は、こうした財政状況の比較から、元和年間の財政収支がアンバランスな状態にあつたことを強調しているのである。

収支のアンバランスの原因として、李吉甫は、毎年税収を送る浙江東西・宣歙・淮南などの東南部の八道、四九州がある一方、中央にまったく税収を送らない地域がほぼ倍近くの十五道もあり、あわせて、これらの地域が戸口数も申告していないことを指摘する。このことから、中央が税収を把握できる地域が東南部に片寄っていたことは明らかである。同時に、江南以外の地域、とくに税収を送らない十五道に対しては、戸口すら把握できないのであるから、中央の統制力がほとんど及んでいなかつたことも示唆している。

『元和国計簿』を通じて、李吉甫は財政収支のアンバランスな状態と中央の統制力の問題を明らかにし、これらの

解決策として、収支のバランスを図るために収入源となる担税戸数を増やし、税収を上供する地域を拡大させるために中央の統制力を強化することを求めたのである。

では、元和四年（八〇九）から六年（八一二）までの裴垍を中心とする税制改革を見ていこう。当時、州刺史や藩帥は、担税者からは実估すなわち実勢価格で税を徴収しておきながら、実估よりも高い中央の公定価格である虚估にもとづいて上供し、徴収した際の実估と上供額との差額によって私腹を肥やしたのである。<sup>\*</sup> このような状況から、裴垍は次のように上奏している。

垍相と為るに及んで、奏請するに、「天下の留州・送使物は、一切省估に依らしむ。其の所在の觀察使は、仍お其の蒞む所の郡の租賦を以て自給し、若し足らざれば、然る後に支郡より徵す」と。其の諸州の送使額は、悉く変じて上供と為す。（『旧唐書』卷一四八・裴垍伝）

すなわち、留州・留使については、中央の定めた公定価格によつて徴収し、刺史や藩帥の利ざや稼ぎを不可能にし、その一方で藩帥は、治所である会府州内の税収で道財政を自給し、万一不足の場合は、巡属州より徴収することを許すよう求めた。その結果、諸州の送使はすべて上供分になつたという。

ここでは、奏文の前半部分で触れられている両税の折納問題について取り上げることにしたい。これについては、船越泰次氏の研究に主要な史料の提示とその考察がなされ、参考になる。<sup>\*</sup> その内容について、元和四年（八〇九）二月の度支の奏文には次のようにある。

憲宗の元和四年二月、度支奏すべく、「諸州府の應ゆる上供すべき受（両の誤り）税疋段、及び留使・留州錢物等は、毎年疋段の估価稍や貴く、其の留使・留州錢は、即ち聞くならく、多く是れ見錢を徴納す、及び賤価も

て疋段を折納すると。既にして斎一に非ず、疲人を損なうこと有り。伏して望むらくは、元和四年起り已後、州県官の正料銭の数内に拠り、一半は京官の例に依り、見銭を徴納して支給するに任せ、仍お先に郭下の両税戸の合に給（納の誤り）むべき見銭を以て充つ。如し足らざれば、即ち当州の両税の内に于いて、貫に拠り均しく配し支給す。其の余の留使・州の雜給用銭は、即ち請うらくは各おの州府に委ね、並びに送省の輕貨の中估に依り、疋段を折納して充てんことを」と。（『冊府元龜』卷四八八・邦計部・賦稅門）

はじめに、諸府の上供分の両税の布帛と留使・留州銭物等について、毎年布帛の価格がやや高くなっているのに、そのうち留使・留州銭は、布帛による支払いを許さずに見銭で徴収したり、あるいはその価格を低く設定して多量の布帛を折納させたりするようななことが行なわれていると述べる。続いて、この問題の解決法として、元和四年（八〇九）以後、州県官の正料銭は半額を城内の両税戸が納めた見銭で支給し、その他の州県の経費は布帛による支払いに改めて、両税銭の布帛による徴税を増し、その布帛折納には、上供分と同じく中央の公定価格によつて換算することを求めている。

ここで問題とされているのは、両税銭に対する見銭徴収と布帛折納問題である。そもそも両税銭は、錢額で課税されたものなので、農民が両税銭を獲得するためには、作物を売却するほかはない。穀物や布帛の価格が下落すれば、農民の両税銭負担は実質的に増大することになる。ところが、両税法施行時の建中初めに比べて、元和頃では価格は四〇五分の一に下がつていた。<sup>10</sup> この貨輕銭重によつて、農民の両税銭負担は増し、農村が疲弊する原因となつた。そこで、農民の負担軽減のために、地方官の恣意的な徴税を規制し、見銭徴収額に制限を設け、時価よりも高く評定した公定価格による布帛折納制を推進しようとしたのである。

元和六年（八一二）二月の制では、両税錢の徵収に関して、

：其の納むる所の見錢は、仍お五分の中、量りて二分を徵し、余の三分は兼ねて実估の疋段を納むるを許す。：（『唐会要』卷八三・租税上）

とあり、先に定められた見錢徵収分のうち、さらにその五分の三まで時価による布帛折納が認められた。<sup>\*11</sup>このことから、元和四年（八〇九）二月の度支の奏文により、州県官の正料錢の一部を見錢徵収分とし、残りを公定價格による布帛折納としていたのが、この六年（八一二）の制では、その見錢徵収分のうちのさらに六割までを見錢と等価値の布帛折納が認められたことがわかる。

このように裴垍の税制改革では、両税錢徵収の方法が見直されたのであるが、この改革の対象地域は、先述したように東南部の江淮地方と見なされている。その根拠の一つとなっているのが、このあとに改革の徹底を目的に派遣された両税使である。この両税使は、

：其の塩鉄使の揚子留後は宜しく兼ねて淮南・浙西・浙東・宣歙・福建等道両税使に充てるべし。其の江陵留後は宜しく兼ねて荆南・山南東道・鄂岳・江西・湖南・嶺東等道両税使に充てるべし。度支山南西道分巡院官は兼ねて劍南東西川及び山南西道両税使に充てよ。：（『冊府元龜』卷四八三・邦計部総序）

とあり、三人が派遣されたのである。このうち、東南部の淮南・浙西・浙東・宣歙・福建等道両税使と荆南・山南東・鄂岳・江西・湖南・嶺東等道両税使については、人名が明らかである。すなわち、『唐会要』卷八四・両税使に、（元和）七年七月、荆南両税使崔凌もて紫金魚袋を賜り、浙江東道両税使程<sup>程</sup>もて朝散大夫を賜る。入計を以て叙べて勞らうなり。

とあり、崔儼と程異がそれぞれ派遣されたことがわかる。おそらく、荊南両税使は前述の荊南・山南東・鄂岳・江西・湖南・嶺東等道両税使に、浙江東道両税使は淮南・浙西・浙東・宣歙・福建等道両税使に、それぞれ相当するであろう。また、元和八年（八一三）には、東南部の両税使の交替があつた。

（元和）八年、崔儼を以て揚子留後・淮嶺已來両税使と為し、崔柷を以て江陵留後・荊南已來両税使と為す。

（『唐会要』卷八七・転運塩鉄総序）

ここでもまた両税使の名称が変わつてゐるが、揚子留後との兼任から、淮嶺已來両税使は、前述の浙江東道両税使や淮南・浙西・浙東・宣歙・福建等道両税使に対応することは明らかである。さらに、江陵留後との兼任から、荊南已來両税使は、荊南両税使や荊南・山南東・鄂岳・江西・湖南・嶺東等道両税使に相当する。要するに、程異から崔儼に、崔儼から崔柷に、両税使がそれぞれ代わつたのである。

このように、東南部に派遣された二つの両税使については、派遣が確實に行なわれている。<sup>\*12</sup>一方、度支山南西道分巡院官が派遣された劍南東西川及び山南西道両税使については、派遣された人名も含めて、何もかも不明である。この点と、京兆・劍南西川の両税徵収の方法が東南部と異なつて両税が全額見錢徵収であるとした上で、李錦繡氏は、両税使が実際に派遣されたのは、東南部の浙江東道両税使と荊南両税使であり、度支管内の劍南東西川・山南西道両税使は派遣されていないと判断されたのである。<sup>\*13</sup>たしかに、両税法が南北で地域差があることは、先行研究により明らかにされている。<sup>\*14</sup>では、李氏が論じられたように、劍南東西川・山南西道両税使は派遣されなかつたのか。また、なぜ両税使が派遣されない地域があるのか。これらの疑問を明らかにするために、次章では、地域ごとの両税法の課税方法について検討することにしたい。

## 二、両税法の地域別の課税方法

唐代両税法の課税方法について、日野開三郎氏はこれを基本的六原則としてまとめたが<sup>\*15</sup>、そのなかでも、単税原則と錢数・錢納原則により、両税法は、錢数で賦課され錢納を本色とする両税錢を唯一の正規課税とする税法であるとの見方を示している。しかし、両税法には、両税錢のほかに穀物で徵收される両税斛斗<sup>\*16</sup>が存在することが、船越泰次氏により明らかにされている。船越氏によれば、唐代の両税法は、田畝を夏税地と秋税地に分け、各税地上に穀物を夏税と秋税として徵收する両税斛斗と、戸の資産ごとに課税する両税錢の、二つの課税体系より成立しているものの、地域によつて課税方法が異なつていたという。以下、先行研究を参考にしつつ、元和年間の各地の徵税方法について概観する。

はじめに、華北について見ていくこととする。京兆府に関して、李氏は見錢徵收のみとしているが<sup>\*17</sup>、実際には夏秋の両税錢の他に両税斛斗の徵收もある。例えば、夏税の両税斛斗について、元和九年（八一四）五月の詔に次のようにある。

〔元和九年〕五月癸酉、京畿の旱なるを以て、今年の夏税の大麦・雜菽合わせて十三万石、並びに隨地の青苗錢五万貫を免ず。（『冊府元龜』卷四九一・邦計部・蠲復門三）

夏税として大麦と雜菽が徵稅されていたことがわかる。また、秋税に関しては、

〔元和〕九年二月、詔すらく、応ゆる京畿の百姓の欠けたる所の元和八年の秋税斛斗・青苗錢・税草等は、百

姓で腹内に在る者は、並びに宜しく放免すべし。（同上）

とあり、京兆府内にいる農民に対して、元和八年（八二三）の秋税斛斗・青苗錢・税草等の税額不足分を放免する  
とあり、ほかの税目と並んで秋税斛斗がある。このことから、京兆府では、兩税錢のほかに、夏税・秋税として穀  
物が徵収されていることがわかる。

さらに、華北では、夏税・秋税の兩税斛斗が、それぞれの税地上に課されたと思われる記事もある。すなわち、  
穆宗の長慶三年（八二三）に同州刺史の元稹が上奏した「同州奏均田狀」には<sup>\*18</sup>、次のような記述がある。

当州の京官及び州県官の職田・公廨田、並びに州使の官田・駅田等。：伏して長慶元年七月の赦文に準ずるに、  
京兆府の職田は、万戸上に均配せしむと。臣が当州と事宜相い類せり。臣今重ねて元額の税地を配するに因り、便  
ち請うらくは、尽く此の色の田地を將て、一切百姓に給与し、永業と為すに任せ、一に正税の粟草及び地頭推  
(權の誤り) 酒錢数に依りて納税せしめんことを。其の余の欠くる所の職田の斛斗・錢・草等は、只だ夏税地  
上に於いて毎畝一合を加え、秋税地上に毎畝各おの六合・草一分を加えん。（『元氏長慶集』卷三八）

同州において職田等の官田を百姓に配給し、不足する官田の租子等は、百姓の夏税地・秋税地上に一定の税率を課  
税して徵収することを求めていた。ここから、田畝を夏税地・秋税地に分け、夏税・秋税の兩税斛斗が各税地上に  
それぞれ課税されたことがわかる。

このような徵稅方法がどの程度まで適応されたのかについては、斛斗とともに田畝上に課稅された青苗錢が目安  
となる。<sup>\*19</sup> 青苗錢は、兩稅法施行前の代宗の廣德二年（七六四）に百官の俸料支給の財源として始められ、田畝上に  
一定の税率を課稅するもので、兩稅法施行後も存続し、夏秋二回の徵稅があつた。青苗錢と兩稅斛斗は、同一の田

畝上に課税されることから、斛斗が夏秋の税地別に徵收されるならば、青苗錢も同様に徵收されることになる。『冊府元龜』卷五〇二・邦計部・平羅門にある徳宗の貞元二年（七八六）の度支の奏文には、次のようにある。

〔貞元〕二年十月、度支奏すらく、京兆・河南・河中・同・華・陝・虢・晉・絳・鄜・坊・丹・延等の州府の秋夏の両税・青苗等の錢物は、悉く粟麦に折羅し、所在に儲積して、以て軍食に備えよ。京兆府は兼ねて錢を給して收羅し、每斗時価の外に於いて、更に十錢を加え、太倉に納めよと。詔して其の奏を可とす。是れ自り毎歳之を行い、以て軍国を贍す。

すなわち、京兆府・閔内・河南・河東の一部の府州は、秋夏の両税錢物と青苗錢をすべて粟麦で折羅し、これを軍糧として備蓄することを述べている。これから、京兆・閔内・河南・河東の一部については、夏秋の青苗錢が徵收されていることがわかる。そして、夏秋の青苗錢と両税斛斗が同一の田畝上から徵收されていたことから、華北の京兆府・閔内・河南・河東の一部では、両税錢と共に、税地区分の上、夏秋の両税斛斗の徵稅が行なわれていたと考えられる。

次に、江南地方について見ていくこととする。秋税の両税斛斗については、『冊府元龜』卷八九・帝王部・赦宥門八にある元和元年（八〇六）正月丁卯の詔に、

：江淮・荊襄等十州（道の誤り）の管内、水旱の損する所の四十七州は、稅米六十万石・秋税錢六十万貫を減放す。：

とあり、秋税錢と共に米が徵稅されていたことが見え、これが秋税の両税斛斗にあたる。また、夏税錢については、穆宗の長慶年間の詔に<sup>20</sup>、

：聞くならく、淮南等道は歉旱頗る盛んなりと。：殿中侍御史盧貞をして浙東・浙西道に往かしめ、殿中侍御史李行修をして江南・宣歙等道に往き安撫せしめよ。其れ淮南管内は、今年の夏税錢二十万貫文を減放す。浙西道は七万貫文、浙東道は二万貫文、宣歙道は一十万貫文なり。並びに宣撫使に委ねて所在の長吏と計議し、管内の諸道州県の災歉の重軽を量り、上供及び留使州の内に於いて、均しく減作し、等級もて蠲放せよ。：

（『唐大詔令集』卷一一七・政事・慰撫下「遣使宣撫諸道詔」）

とあり、淮南道などの旱害に対し、一人の殿中侍御史を宣撫使として派遣し、淮南・浙江東西などの諸道に夏税錢の免除を行なつてゐる。

しかし、江南地方では、夏秋の両税錢と秋の税米の徵収は史料上に見えるが、夏期の穀物徵稅は確認できない。

このことから、江南地方は、華北と異なり、両税斛斗の徵収は秋期の税米を主とし、それに夏秋の両税錢が行なわれていたことがわかる。

最後に、今の四川地方である。唐代では劍南東西川と山南西道にあたり、一括して三川と呼ばれる。ここでは、兩税錢が見錢によつて徵収されていた。<sup>\*21</sup> すなわち、『冊府元龜』卷四八八・邦計部・賦稅門二にある文宗の大和四年（八三〇）五月の劍南西川宣撫使崔戎の奏文に、次のような記述がある。

〔大和〕四年五月、劍南西川宣撫使・諫議大夫崔戎奏すらく、「詔旨に准ずるに、劍南西川の両税を制置するに、旧は見錢を納めるも、今は一半をして見錢で納めしめ、一半をして当土所在の雜物を納めしめ、仍お時估の外に每貫三百五文を加饒し、元估に依り送省及び留州・留使の支用に充つと。今臣は郭と商量するに、當道の両税は并びに見錢で納め、軍中の支用及び將士官吏の俸・依（衣の誤り）賜は、並びに見錢を以て給付す。今

若し一半は折納すれば、則ち將士受を請うも、折損較や多し。今請うらくは、兩稅錢の數内、三分して二分もて見錢を納め、一分もて疋段及び雜物を納めんことを。……」之を可とす。

ここから、大和四年（八三〇）以前の劍南西川道では、兩稅錢をすべて見錢で徵收していたことがわかる。また、会昌五年（八四五）正月の南郊赦文に、

：聞くならく、両川の稅租は、尽く見錢で納む。：（『文苑英華』卷四二九・「会昌五年正月三日南郊赦文」）  
という一文があり、劍南西川だけでなく、東川でも兩稅錢をすべて見錢で徵收していたのである。しかしながら、史料によるかぎり、穀物徵收が行なわれていたかどうかは不明である。

以上、唐代の各地域における兩稅法の課稅方法について述べたが、これをまとめると、次のようになる。

華北 → 夏秋の兩稅錢 + 夏秋の兩稅斛斗

江南 → 夏秋の兩稅錢 + 秋稅としての稅米

四川 → 夏秋の兩稅錢

このように、三つの地域では、それぞれ兩稅法の課稅方法が異なっていたが、いずれの地域でも夏秋の兩稅錢徵收が行われていたことは明らかである。

ところで、先述したように、裴垍の稅制改革では、兩稅錢の徵收方法が問題となっていた。つまり、本来、兩稅錢は錢で課稅されたため、錢を得るために農民は作物を売り払うしか方法がない。にもかかわらず、兩稅法制定時の建中初め以降、物価が下落し続け、貨幣の価値が上昇したため、農民の兩稅錢負担が増大することになった。一方、藩帥や州刺史も、布帛による折納を許さず見錢のみで徵收し、あるいは中央の公定した價格よりも低い價格で

徵税したので、農民の負担増加に拍車をかけていた。これに対して、両税錢における見錢徵収に一定の制限を設け、時価よりも高く評定した公定価格による布帛折納を進めることで、地方の課税方法に対する規制を強化したのである。したがつて、両税錢徵収が行われている所なら、どこでも改革の適用対象地域になりうるはずである。しかし、實際には、両税使は全國に派遣されたのではなく、改革の恩恵も、「江淮の人、今も其の賜を受」（『冊府元龜』卷四八八・邦計部・賦稅門二）け、ほかの地域については言及がない。なぜこのような差が生じるのか。

### 三、両税法と地域分掌制の確立

はじめに、四川について考えてみたい。前にも触れたように、李錦繡氏は、前掲した『冊府元龜』卷四八八・邦計部・賦稅門二にある文宗の大和四年（八三〇）五月の剣南西川宣撫使崔戎の奏文に、大和以前は両税が見錢徵収のみであるという記述から、改革による布帛徵収が行なわれなかつたと見なし、また、度支山南西道分巡院官が派遣された剣南東西川及び山南西道両税使についても、その後の活動状況が明らかにならないことから、この地方に両税使は派遣されず、改革も実施されなかつたと判断される。<sup>\*22</sup> だが、そのように断定はできないと思われる。といふのも、前掲した大和四年（八三〇）五月の剣南西川宣撫使崔戎の奏文の後半では、両税錢のうち三分の二を見錢で徵収し、三分の一を布帛や雜物で徵収したいと申し出ており、最後にはこれが裁可され、一定の布帛による折納の導入が決定したのである。ところが、前掲した会昌五年（八四五）正月の赦文によれば、両川で全額見錢で徵収されたとあり、大和四年（八三〇）の改正から間もなく見錢徵収に戻つたことがわかる。このことから推測して、

元和四年（八〇九）～六年（八一二）の税制改革の際も、改革の内容どおり布帛折納をおこなうべく、両税使が派遣された可能性もあるのである。しかし、四川では、改革の内容が現地の実情に合わないと判断されたか、あるいは、実施されたもののまもなく全額見錢徵収に戻ったのかもしれない。

次に、華北の両税錢について見ていく。華北では夏秋の両税錢と夏秋の両税斛斗が徵収されていたことは述べたが、この地域では、すでに両税錢の一部に対し穀物による代納が盛んに行なわれていた。すなわち、京兆府・関内・河南・河東の一部では、両税錢の多くを折羅していいたのである。折羅とは、両税錢や青苗錢を等価の穀物に換えて徵収することをいう。<sup>23</sup> これらの地域で折羅が経常化するのは貞元二年（七八六）からで、前掲した『冊府元龜』卷五〇二・邦計部・平羅門に引く徳宗の貞元二年（七八六）の度支の奏文にあるように、京兆府・関内・河南・河東の一部の府州で夏秋の両税錢全額を折羅にまわし、これを軍糧として備蓄することになったのである。<sup>24</sup> 以後、京兆府・関内・河南・河東の一部では、毎年両税錢のかなりの額を折羅にまわすことになった。<sup>25</sup> おそらく、裴垍の税制改革が議論されていた頃も、京兆府・関内・河南・河東では、両税錢の多くを折羅、つまり穀物として徵収していくことになる。

のことから、京兆府をはじめ華北に対して、両税使が派遣されなかつた理由も明らかであろう。これらの地域では、両税錢において、すでに見錢徵収のほかに折羅という穀物徵収が採用されていたからである。むしろこの地域では、折羅をどの程度まで行うかということの方が、関心が大きかつたのではないか。つまり、丸橋氏が指摘するように、折羅は、本来それぞれの州県で支用するはずだった両税錢の一部を軍糧に振り向けるものに過ぎないため、その額に一定の制限を設ける必要がある。<sup>26</sup> そこで、税制改革実施からまもなく、元和八年（八一三）には、京

兆府の二五万石を始め、各地の折羅割当額を定めている。<sup>\*27</sup>

以上、李錦繡氏が両税使の派遣がないとした、四川と華北の状況を確認した。四川では、両税使が派遣された可能性もあるが、しかし、税制改革はほとんど実施されなかつた。一方、華北では、貞元二年（七八六）に軍糧備蓄のための両税錢の折羅導入により、両税錢に対してすでに穀物による代納が行なわれていた。税制改革が進められた時点では、折羅額を設けてその穀物徵収に一定の制限を設ける必要があつた。つまり、見錢徵収額に制限を設け、両税錢に対する布帛折納を推進しようとした裴垍の税制改革とは、逆の問題を抱えていたのである。したがつて、華北は税制改革の適用外ということになつたのではないか。

このように、華北と江南では、とくに両税錢に対する徵収方法とその支用には違いが見られ、その結果、裴垍の税制改革の適用にも違いが生じることになつた。では、こうした地域差が発生した要因は何か。これには、例えば、華北は布帛の産出が必ずしも十分ではないが、穀物運搬に近便であるという地理的要因も考えられる。<sup>\*28</sup> しかし、もう一つの要因として、丸橋氏が明らかにした、関内西北部・河東北部に対する軍糧政策が挙げられる。<sup>\*29</sup> 氏によれば、貞元年間以降、関内西北部と河東北部の諸軍への軍糧調達には、①現地における両税斛斗・屯田・就軍和糴による自給と、②京兆府を中心とする後方地域における和糴・折羅による穀物の補給、という方法があり、さらにそれによつて京畿周辺で発生する穀物不足は、江南からの上供で補う、という「玉突き型の構造」があつたという。しかも、西北部の軍糧調達に関しては江淮への依存度があまり大きくなことを指摘する。すなわち、貞元年間以降、京兆府を中心とする華北では、なるべく西北部の諸軍に対する軍糧を地域内で調達できる構造が形成されつつあつたのである。

裴垍の税制改革は、こうした華北における穀物供給の体制が出来つつあるのと対応する形で、江南地方における兩税錢徵収と州税分収制の改革を行い、江南経済に対する改善を図つたのではないか。その結果、江南の農民の負担を軽減すると共に、同時に中央への上供分を増やすことができ、なおかつ諸州に対する中央の規制を強化することができたのである。したがつて、裴垍の税制改革の施行は、李錦繡氏の述べるような、国家財政が江南地方に依存する国策の確立ではない。むしろ、改革の結果、中央財政が、華北と江南それぞれの地域経済をバランスよく維持させながら、中央への税収を増やすことに成功したのである。ここからは、以前に李吉甫が『元和國計簿』で述べた、財政上の地方に対する中央の統制力のアンバランスな状態は解決に向かい、それぞれ地域の事情に合わせた新たな財政運営体系の構築を目指していることがうかがえる。これこそが、元和年間における地方分掌制の再編なのではないだろうか。

### おわりに

以上、元和四年（八〇九）より行われた裴垍らの税制改革とその後の兩税使派遣を取り上げ、元和年間における財政の地方分掌制の確立について考察した。

元和四年（八〇九）より裴垍を中心に進められた税制改革やこの改革の実施徹底を目的とした兩税使の派遣により、元和年間における財政の地方分掌制の再編をみることができるのである。裴垍の税制改革には、州税分収制の改革のほかに、兩税錢に対する見錢徵収と布帛折納問題が取り上げられている。兩税法施行以降、貨輕錢重により、兩税錢

負担が増していた農民の負担軽減のため、地方官の恣意的な徵税を規制し、見錢徵収額に制限を設け、公定価格による布帛折納制を推進しようとした。すなわち、兩稅錢徵収の方法が見直されたのである。これを受け派遺された兩稅使は、江南と四川には派遣されたが、華北には派遣されていない。しかし、当時の兩稅法の課稅方法を見ると、華北、江南、四川それぞれに違いが見られたが、いずれの地域でも夏秋の兩稅錢徵収が行われていたのである。そこで、兩稅使の派遣されていらない華北の兩稅錢徵収についてみていくと、すでに貞元二年（七八六）より兩稅錢の多くを軍糧備蓄のために折糴しており、穀物による代納を採用していた。しかも、稅制改革が進められた時には、折糴額を設けてその穀物徵収に一定の制限を設ける必要があり、裴垍の稅制改革とは逆の問題を抱えていた。

このように、華北と江南では、とくに兩稅錢に対する徵収方法とその支用には違いが見られ、その結果、裴垍の稅制改革の適用にも違いが生じることになった。こうした地域差が発生した要因として、関内西北部・河東北部に対する軍糧政策が挙げられる。貞元年間以降、京兆府を中心とする華北では、なるべく西北部の諸軍に対する軍糧を地域内で調達できる構造が形成されつつあつたのである。

裴垍の稅制改革は、こうした華北における穀物供給の体制と対応して、江南地方における兩稅錢徵収と州稅分収制の改革を行い、江南経済に対する改善を図つたものと位置づけられる。そして、改革の結果、中央財政が、華北と江南それぞれの地域経済をバランスよく維持させながら、中央への稅収を増やすことに成功した。元和年間では、それぞれ地域の事情に合わせた新たな財政運営体系の構築を目指し、新たな地方分掌制が構築されたのである。

## 注

\*1

『唐会要』卷五十九・度支使条  
建中元年五月十七日、度支奏諸色錢物及塙井利等、「伏緣財賦、新有釐革、支計闕供、在臣職司、夙夜憂負。今後望指揮諸州、若不承度支文牒、輒有借使及擅租賃迴換、本州府錄事參軍・本縣令專知官、並請同入已枉法贓科罪、庶物無乾隱、事有條流。其應合徵收諸色錢物、所由官有違程限、致闕軍須、請停給祿料。」勅旨依奏。

\*2

日野開三郎「藩鎮時代の州税三分制について」（『史学雑誌』六五・七、一九五六年、のちに『日野開三郎東洋史学論集』第四巻・唐代両税法の研究本篇（三一書房、一九八二年）に所収）。

\*3

松井秀一「裴垍の税制改革について」（『史学雑誌』四六・七、一九六七年）。

\*4

李錦繡『唐代財政史稿（下巻）』（北京、北京大学出版社、二〇〇一年）第一分冊、一五〇～一六〇頁参照。

\*5  
『元和国計簿』の評価について、中砂明徳氏は、元和前半につづいた江淮地方の災害を契機にして、中央と江淮との関係を見直し、江淮行政重視を本格化させるにあたっての、出発点と位置づけている（中砂明徳「後期唐朝の江淮支配——元和時代の一側面——」（『東洋史研究』四七・一、一九八八年）、三四頁参照）。また、李錦繡氏は、『元和国計簿』の編纂を、唐後半期財政史上的一大トピックとし、宰相による財政政策決定の幕開けとなつたとする（李氏前掲注4書、第一分冊、一四六～一四七頁）。それぞれ、『元和国計簿』がその後の方行政や財政政策に与えた影響の大きさを指摘している。

\*6

拙稿「元和年間における中央の財政運営体制の確立」（『明大アジア史論集』第一〇号、二〇〇四年掲載予定）を参照。

\*7

『旧唐書』卷一四・憲宗本紀上・元和二年十二月条には、『元和国計簿』の内容について次のように記述する。  
総計天下方鎮凡四十八、管州府二百九十五、県一千四百五十三、戸二百四十四万二百五十四、其鳳翔・鄜坊・邠寧・振武・涇原・銀夏・靈塙・河東・易定・魏博・鎮冀・范陽・滄景・淮西・淄青十五道、凡七十一州、不申戸口。每歲賦入倚辨、止於浙江東西・宣歙・淮南・江西・鄂岳・福建・湖南等八道、合四十九州、一百四十四万戸。比量天宝供稅之戸、則四分有一。天下兵戎仰給縣官者八十三万余人、比量天宝士馬、則三分加一。率以兩戸資一兵。：

\* 8

『冊府元龜』卷四八八・邦計部・賦稅門

先是、天下方鎮、恣意誅求、皆以實估斂于人、虛估聞於上。

\* 9  
船越泰次氏「唐代兩稅法における斛斗の徵科と兩稅錢の折羅・折納問題——兩稅法の課稅体系に関連して——」（『東洋史研究』三一・四、一九七三年、のち『唐代兩稅法の研究』（汲古書院、一九九六年）に所収）。

\* 10  
\* 11  
\* 12  
兩稅法時代の物価の変動については、日野開三郎「兩稅と物価」一〇三（『東洋史學』二二〇、一九五五年、のちに『日野開三郎東洋史學論集』第四卷・唐代兩稅法の研究本篇（三一書房、一九八二年）に所収）を参照。日野氏前掲注10論文を参照。

とくに、崔儼に関しては、彼の墓誌銘からもその履歴が明らかとなる。すなわち、『元稹集』卷五四・碑銘・「有唐贈太子少保崔公墓誌銘」に次のようない記述がある。

公諱儼、字某、以孝公〔崔汎〕為從祖父、則其官族可知也。……會朝廷始置兩稅使、俾之聽郡縣、授公檢校膳部郎中、襄州湖鄂之稅皆蒞焉。且主轉運留後於江陵、公乃取一大吏、効其職、其餘眇少不法者牒按之。所蒞皆震竦。歲余計奏、憲宗皇帝深嘉之、面命金紫、加檢校職方郎中。移治留務於楊子、仍兼淮浙宣建等兩稅使、尋拜蘇州刺史、遷湖南都團練觀察處置使兼御史中丞・潭州刺史。：

\* 13  
\* 14  
李氏前掲注4書、第一分冊、一五〇～一五五頁参照。

鈴木俊「唐の夏稅、秋稅について」（加藤博士還暦記念論文集刊行会編『加藤博士還暦記念論文集刊行会編』富山房、一九四一年）、古賀登「唐代兩稅法の地域性」（『東方学』一七、一九五八年）、船越泰次「唐宋兩稅法の課稅体系について——特にその推移の問題を中心として——」（『東北大学東洋史論集』一、一九八四年、のち『唐代兩稅法の研究』（汲古書院、一九九六年）に所収）、及び船越氏前掲注9論文を参照。

\* 15  
日野氏のいう六原則とは、単稅原則、徵收両回原則、量出制入原則、戸対象・資産対応原則、見居原則、錢數・錢納原則である。日野開三郎「兩稅法の基本的四原則」（『法制史研究』一一、一九六一年）、及び「楊炎の兩稅法の見居原則と錢數・錢納原則」（『史淵』八四、一九六一年）、のちいすれも『日野開三郎東洋史學論集』第四卷・唐代兩稅法の研究・本篇（三一書房、一九八二年）に所収。船越氏前掲注9論文を参照。

\* 17 李氏前掲注4書、第一分冊、一五五頁参照。

\* 18 元稹の「同州奏均田狀」については、船越泰次「元稹『同州奏均田狀』浅釈」（『唐代兩稅法の研究』汲古書院、一九九六年所収）に詳細な訳註がなされている。

\* 19 青苗錢については、鈴木俊「唐の戸税と青苗錢との関係に就いて」（池内博士還暦記念東洋史論叢刊行会編『池内博士還暦記念東洋史論叢』座右宝刊行会、一九四〇年）、同「青苗錢と夏税・秋税」（『古代学』六・四、一九五八年、のちに『均田、租庸調制度の研究』刀水書房、一九八〇年に所収）、金井之忠「唐の青苗地頭錢」（『文化』九・七、一九四二年）、曾我部静雄「唐の戸税と地頭錢と青苗錢の本質」（『文化』一九・一、一九五五年、のちに『中国律令史の研究』吉川弘文館、一九七一年所収）、船越泰次「兩稅法成立に関する一考察」（『文化』三六・一・二、一九七一年、のちに『唐代兩稅法の研究』（汲古書院、一九九六年）に所収）等を参考照。

\* 20 船越氏は、この詔を江淮地方に旱害があつた長慶二年頃か三年のものと推測されている。船越氏前掲注14論文、二〇二頁、註54を参照。

\* 21 松井秀一「唐代後半期の四川——官僚支配と土豪層の出現を中心として」（『史学雑誌』七三・一〇、一九六四年）、六四・六六頁参照。

\* 22 李氏前掲注4書、第一分冊、一五三・一五四頁。

\* 23 \* 24 折羅については、船越氏前掲注9論文、及び丸橋充拓「唐代後半の北辺における軍糧政策」（『史林』八一・三、一九九九年）参照。

折羅によつて集められた穀物は、西北部の辺境の軍隊の軍糧として用いられた。その軍糧補給体制については、丸橋氏前掲注23論文、及び同「唐代後半の北辺財政——度支系諸司を中心にして」（『東洋史研究』五五・一、一九九六年）を参照。

\* 25 『冊府元龜』卷五〇二・邦計部・平羅門によれば、〔貞元二年〕十一月、度支奏、請於京兆府明年夏秋税二十二万四千貫文、又請度支給錢添成四十万貫、令京兆府今年内收羅粟麦五十万石、以備軍食。

\* \*  
27 26

とあり、貞元二年の折羅導入により、かなりの両税錢が折羅に使用され、京兆府では見錢収入がなくなり、十一月に和糴が実施された際には、翌年の両税錢を前借りして購入の代価に充てているほどである。

丸橋氏前掲注23論文、一一八頁参照。

『冊府元龜』卷五〇二・邦計部・平糴門

〔元和〕八年九月癸丑、権判度支・兵部尚書王紹奏、請、折羅粟、京兆府二十五万石、同州五万石、華州三万石、陝州五万石、虢州三万石、河中府三万石、絳州二万石、河南府六万石、河陽節度管内十万石、准旧仍各於本州處中旬時估、每斗加饒五之一、京兆府量加五之二、以當府秋稅・青苗錢折納、仍委戶部、以不折估疋段拠數俱還。從之。

船越氏前掲注9論文、一四〇頁参照。

唐後半期の華北の西北部に対する軍糧政策については、丸橋氏前掲注23論文を参照。

\* \*  
29 28